## 愛知学院大学宗教法制研究所規程

## (名 称)

第1条 本研究所は、愛知学院大学宗教法制研究所と称する。

(場 所)

第2条 本研究所は、これを愛知学院大学法学部に設置する。

(目 的)

**第3条** 本研究所は、宗教法制に関する総合的研究を行い、わが国斯界の発展に 貢献することを目的とする。

### (事業)

- 第4条 本研究所は、下記の事業を行う。
  - (1) 宗教に関する法令、判例、学説等の組織的研究
  - (2) 前号の研究成果の出版
  - (3) 宗教法制に関する図書、資料の蒐集並びにその利用に関する便益の供与
  - (4) 宗教法制に関する調査
  - (5) 宗教法制に関して生ずる問題の法律相談
  - (6) 本研究所の設立目的を達成するに必要なその他の事業

### (組 織)

- 第5条 ① 本研究所に、所長、副所長、幹事、所員及び事務職員を置く。
  - ② 本研究所に、前項のほか研究に専従する研究員を置くことができる。

## (紀 要)

- 第6条 ① 本研究所の刊行する紀要に、論文などの著作物を執筆した者(以下「執筆者」という)は、本研究所又は本研究所の委託する者が、電子化した著作物をインターネット上で公開することを許諾した物とする。ただし、執筆者が、紀要の発行前に、反対の意思表示をした場合は、この限りでない。
  - ② 執筆者が、自ら又は他人に委託して、電子化した著作物をインターネット上で公開することは、これを妨げない。

## (所長)

- **第7条** ① 所長は、所員会議の議を経て、所員たる本大学法学部教授の中から、 学長これを委嘱する。
  - ② 所長は、本研究所を代表し、研究及び事務全般を統轄する。

### (副所長)

- 第8条 ① 副所長は、所員会議の議を経て、所員の中から、所長これを委嘱する。
  - ② 副所長は、所長の職務を補佐し、所長事故あるときは、これに代るものとする。

## (幹事)

- 第9条 ① 幹事は、所員会議の議を経て、所員の中から、所長これを委嘱する。
  - ② 幹事は、所長の命を受け事務を掌理する。

# (所長、副所長、幹事の任期)

- 第10条 所長、副所長及び幹事の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。 (所 員)
- 第11条 所員は、本大学専任教員の中から、所長これを委嘱する。

## (研究員)

- 第12条 ① 研究員は、本大学専任教員以外の者から、所長これを委嘱する。
  - ② 研究員の任期は、1年とし、これを更新しうるものとする。

## (所員会議)

- 第13条 ① 本研究所に、重要事項を審議するため、所員会議を置く。
  - ② 所員会議は、所長がこれを招集する。
  - ③ 所員会議は、所長、副所長、幹事、所員をもって構成し、所長はその議長となる。

# (運営委員会)

- **第14条** ① 本研究所に、第4条に定める事業の企画、運営のため、運営委員会 を置く。
  - ② 運営委員会は、所長、副所長、幹事、運営委員をもって構成する。
  - ③ 運営委員は、所員会議の議を経て、所員の中から、2名選出する。
  - ④ 運営委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

### (事務部)

- 第15条 ① 本研究所事務の円滑なる運営を図るため、事務部を設ける。
  - ② 事務部は、幹事及び事務職員をもって構成する。

### (経 費)

**第16条** 本研究所の経常費は、愛知学院大学の年間研究費予算その他をもってこれに充てる。

### (規程改正)

第17条 本規程の改正は、所員会議において所員の3分の2以上の賛同をえ、法 学部教授会の議を経て、学長の承認を得ることを要する。

## 附則

- 1 この規程は、昭和33年5月16日より施行する。
- 2 この規程は、昭和38年2月15日より改訂施行する。
- 3 この規程は、昭和56年7月10日より改訂施行する。
- 4 この規程は、平成11年2月12日より改訂施行する。
- 5 この規程は、平成22年6月3日より改訂施行する。

所 長	中	谷		毅	所	員	高	木	敬	_
幹 事	小	林	明	夫		"	高	橋		洋
所 員	飯	野	賢	$\rightarrow$		"	尋	木	真	也
"	石	$\mathbb{H}$	倫	識		"	仲		哲	生
"	梅	Ш	正	美		"	野	村	健力	大郎
"	小	Ш	正	雄		"	服	部		朗
"	堅	$\mathbb{H}$	研	$\overline{}$		"	服	部	育	生
"	栗	$\mathbb{H}$	直	樹		"	原	$\mathbb{H}$		保
"	黒	野	葉	子		"	前	$\mathbb{H}$	太	朗
"	神	$\mathbb{H}$		桂		"	$\equiv$	上	正	隆
"	佐	藤	啓	子		"	水	野	惠	子
"	杉	原	丈	史		"	南	Ш	和	範
"	鈴	木	慎力	大郎		"	村	上	康	可
"	鈴	木	伸	智		"	Щ	野	嘉	朗